

民法Ⅱ

科目ナンバリング CIL-202
選択 2単位

李 采雨

1. 授業の概要(ねらい)

私たちは、社会生活を営みながら、意識しないうちに法律関係を結んでいる。バスや電車に乗る、コンビニで飲み物を買う、友達とランチをたべる、治療のために病院に行く、などのいろいろな契約を結んでいる。さらに、ある程度法的効果を意識しながら、賃貸契約や売買契約を締結する場合もある。しかし、すべての契約が予想のとおりに進むわけではない。民法知識は、このように不意を打つ状況に遭った場合に、自分の権利を守る手段でもある。したがって、本講義では、コンセンサスとしての民法を学ぶことを目的とする。

2. 授業の到達目標

民法は、「総則、物権法、債権法、家族法」に分けることができる。単一法律としても一番大きいボリュームを誇る大法典である。したがって、それぞれの条文を吟味しながら、学ぶことはできない。本講義では、このような時間的制約から、大学の専門学問としての民法ではなく、社会生活を営むための「一般常識としての民法」を学ぶことを目標とする。

3. 成績評価の方法および基準

定期試験:50%、課題:40%、出席:10%

4. 教科書・参考文献

教科書

水津太郎＝鳥山泰志＝藤澤治奈 『START UP民法②物権判例30!』 有斐閣

参考文献

道垣内弘人 『リーガルベシス民法入門〔第3版〕』 日本経済新聞出版社

5. 準備学修の内容

本講義を理解するために、予習は不可欠である。講義の終了時には次回の範囲を告知するので、予習の上で講義に臨むのが望ましい。最後に、法律用語は一般用語とは異なり、重要な意味合いを内包しているので、学習の際には『法律用語辞典〔第4版〕』（有斐閣、2012年）、『法律学小辞典〔第5版〕』（有斐閣・2016）などを参照し、正確な意味を把握しておく。

6. その他履修上の注意事項

上記の教科書は必修ではなく、参考書として扱うので、自分に合う体系書および教科書を持参することも可能である。そして、講義中、法律条文を参考とする場合が多いので、できる限り、最新の六法を必携する。スマホやノートパソコンのような電子媒体も認めるが、可読性のために紙媒体をすすめる。また、学習に無関係な電子機器の操作や私語は厳禁である。

7. 授業内容

- 【第1回】 「民法Ⅰ」の復習と民法Ⅱのガイダンス
- 【第2回】 物権的請求権
- 【第3回】 不動産売買契約における所有権移転の時期
- 【第4回】 登記を要する物権変動の範囲
- 【第5回】 民法177条の「第三者」(背信的悪意者排除論)
- 【第6回】 占有改定と即時取得
- 【第7回】 公道に至るための他の土地の通行権
- 【第8回】 金銭所有権
- 【第9回】 共有者間の明渡請求
- 【第10回】 抵当権の効力の及ぶ範囲
- 【第11回】 抵当権に基づく賃料への物上代位
- 【第12回】 法定地上権
- 【第13回】 譲渡担保の法的構成
- 【第14回】 所有権留保
- 【第15回】 理解度の確認